生産緑地買取申出書

買取申出書１枚目表面

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

船橋市長あて

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出をする者(土地所有者) | 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 氏　　名 |  | 実印 |

生産緑地法第１０条の規定に基づき、下記並び必要書類をもって、生産緑地の買取りを申し出ます。

記

１．買取り申出の理由

1. 農林漁業の主たる従事者の死亡
2. 農林漁業の主たる従事者に、農林漁業を従事することが不可能な故障
3. 指定後１０年経過（旧法指定の小室地区）
4. 指定後３０年経過（特定生産緑地の場合１０年）

|  |
| --- |
|  |

２．生産緑地に関する事項（下記筆以外に別紙筆の申出を行う）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在及び地番 | 船橋市 |  |
| 地　　　　目 |  | 地　　積 |  | ㎡ |
| ※当該生産緑地に存する所有権以外の権利 |
| 種　類 | 内　容 | 当該権利を有する者の氏名及び住所 |
|  |  | 住所 |  |
| 氏名 |  |

※ｐ１とｐ２を両面印刷すること。

※買取りを申出る筆が２筆以上ある場合、ｐ３とｐ４を必要筆分、両面印刷し、糊付け又は

左側２か所をホチキス留めした後、買取りの申出を行う者全員の実印で割印すること。

３．参考事項

買取申出書１枚目裏面

（１）当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

|  |
| --- |
| 所在及び地番 |
| 船橋市 |  |
| 用　　　　途 | 構造の概要 | 延べ面積 |
|  |  |  | ㎡ |
| ※当該工作物の所有者の氏名及び住所 |
| 住所 |  |
| 氏名 |  | TEL |  |
| ※当該工作物に存する所有権以外の権利 |
| 種　類 | 内　　容 | 当該権利を有する者の氏名及び住所 |
|  |  | 住所 |  |
| 氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ￥ |  |

（２）買取り希望価額

（３）その他参考となるべき事項

|  |
| --- |
|  |

備考

１　「買取りの申出の理由」については、生産緑地の指定の告示の日から起算して30年を経過した旨又は当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき生産緑地法施行規則第３条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、若しくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有するに至った旨を明らかにすること。

なお、生産緑地に係る農業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農業の業務に、当該業務につき同規則第３条の規定により算定した割合以上従事している者を含む。以下同じ。）については、当該生産緑地（農地又は採草放牧地に限る。）の所在地を管轄する農業委員会によるその者が主たる従事者に該当することについての証明書を添付し、農林漁業に従事することを不可能にさせる故障については、医師の診断書その他同規則第５条に掲げる障害又は事由に該当することを証明する書類を添付すること。

２　「生産緑地に関する事項」については、買取申出に係る生産緑地が土地区画整理法第98条第１項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第83 条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、「所在及び地番」、「地目」及び「地積」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地の所在及び地番、地目並びに地積と併せて仮換地として指定された土地の所在及び地番、地目並びに地積をかつこ書で記載し、「当該生産緑地に存する所有権以外の権利」の欄には、当該生産緑地に対応する従前の土地に存する所有権以外の権利を記載すること。

３　「地目」の欄には、田、畑等の区分により、その現況を記載すること。

４　「地積」の欄には、土地登記簿に登記された地積を記載すること。実測地積が知れているときは、当該実測地積を「地積」の欄にかつこ書で記載すること。

５　「内容」の欄には、存続期間、地代等当該権利の内容をできる限り詳細に記載すること。

６　申出をする者、生産緑地に存する所有権以外の権利を有する者又は当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関し所有権若しくは所有権以外の権利を有する者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

買取申出書２枚目表面

１．買取り申出の理由

ア．農林漁業の主たる従事者の死亡

イ．農林漁業の主たる従事者に、農林漁業を従事することが不可能な故障

ウ．指定後１０年経過（旧法指定の小室地区）

エ．指定後３０年経過（特定生産緑地の場合１０年）

２．生産緑地に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所在及び地番 | 船橋市 |  |
| 地　　　　目 |  | 地　　積 |  | ㎡ |
| ※当該生産緑地に存する所有権以外の権利 |
| 種　類 | 内　容 | 当該権利を有する者の氏名及び住所 |
|  |  | 住所 |  |
| 氏名 |  |

※買取りの申出を行う筆が２筆以上ある場合に使用すること。

※必要筆分、ｐ３とｐ４を両面印刷して複製すること。

※買取申出書１枚目と糊付け又は左側２か所をホチキス留めした後、買取りの申出を行う者全員の実印で割印すること。

買取申出書２枚目裏面

３．参考事項

（１）当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

|  |
| --- |
| 所在及び地番 |
| 船橋市 |  |
| 用　　　　途 | 構造の概要 | 延べ面積 |
|  |  |  | ㎡ |
| ※当該工作物の所有者の氏名及び住所 |
| 住所 |  |
| 氏名 |  | TEL |  |
| ※当該工作物に存する所有権以外の権利 |
| 種　類 | 内　　容 | 当該権利を有する者の氏名及び住所 |
|  |  | 住所 |  |
| 氏名 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| ￥ |  |

（２）買取り希望価額

（３）その他参考となるべき事項

|  |
| --- |
|  |

買取り申出人一覧（２人以上の場合）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出をする者(土地所有者) | 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 氏　　名 |  | 実印 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出をする者(土地所有者) | 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 氏　　名 |  | 実印 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出をする者(土地所有者) | 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 氏　　名 |  | 実印 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出をする者(土地所有者) | 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 氏　　名 |  | 実印 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申出をする者(土地所有者) | 住　　所 |  |
| 電話番号 |  |
| 氏　　名 |  | 実印 |

※買取りの申出を行う者が２名以上いる場合に使用すること。

※買取りの申出を行う者が７名以上する場合は、ページを複製すること。

※使用しない欄は斜線で抹消すること。

※買取申出書１枚目と糊付け又は左側２か所をホチキス留めした後、買取りの申出を行う者全員の実印で割印すること。